慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	商法再改正に關する各界の意見
Sub Title	商法再改正に關する各界の意見 For the urgent re-revision of the corporation act
Author	津田, 利治(Tsuda, Toshiharu)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1953
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.26, No.3 (1953. 3) ,p.50- 51
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19530315-0050

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

資料

商法再改正に關する各界の意見

津田利治

株式會社法の大規模な改正を目的とする「商法の一部を改正する法律」（昭和二五年法律一六七號）は、確かに或る點では從來よりは優れた制度を導入するものなることは疑なき所であるにしても、一方に於て尠なからず不備缺陷を包藏していることが、當初から學者や實務家によつて指摘されていたにも拘らず、そのうち數個所の餘り重要でない修正を施したのみで（商法の一部を改正する法律の一部を改正する法律、昭和二六年法律二〇九號）、約一年間の周知期間を經過した後昭和二六年七月一日から豫定通り之を施行せざるを得なかつたことは、連合軍占領中の事情に基くとはいえ、我國立法史上の一つの不幸な出來事であつた。斯樣に同法は最初から再改正の要因を含んだまま施行されたわけであるが、連合軍の占領も解けた昨今、漸くその機運も熟しつつある模樣であつて、先ず昨昭和二七年一一月の日本私法學會秋期大會に於ける商法部會は「改正會社法の問題點一（資料(一)）という議題で、當時學者及び實務家の間で再改正を要するものとして採り上げられていた多數の論點を、その主要な討論對象として檢討を加えたのであつたが、その頃實業界方面に於てもそれぞれ獨立して、改正法の實施情況に多大の關心をいだき、再改正への動きを見せていた。そして昨年暮から今年初にかけて、東京商工會議所、日本造船工業會、東京株式懇話會、關西經濟連合會、大阪株式事務懇談會、經濟團體

連合會等が相次いで再改正意見を取纒め（資料㈠乃至㈣）、法務大臣宛に正式に商法再改正の要望として之を提出した。法務省では之らの民間團體の要望に接し、取敢えず前記東京商工會議所、日本造船工業會及び東京株式懇話會から提出された要望書の内容を取捨選擇して、之を八項目から成る「商法改正の要望に關する照會」（資料㈤）に整理し、昨年十二月二七日附で官廳、學界、實業界等の各界に廣くその改正要望事項に關する意見を諮問した。之に對する各界の答申は今後續々と提出されることと推測されるが、我慶應義塾大學法學部もその諮問を受けたので、商法研究會に於て數次の會合を開いて之を檢討した結果、「商法再改正に關する意見書」（資料㈥）を作成し法務省に提出した。

之等の資料を通覽すると、何れも商法再改正については二つの段階を區別して考えていることが明瞭に察知できる。卽ち現在差しづめ改正要望事項として具體的に指摘されているのは、改正法の基本的な建前は全體として一應之を是認するものとし、而もなおその實施に當つて不便又は缺陷があるとせられる點に限られている。斯様な點は、その基本的な建前の是非善惡に拘らず、一應早急に改正を施して眼前の不都合を除去して置かなければならないというのである。之に反し、より根本的な問題、例えば現在の如き姿での授權資本制や無額面株式制などはそのまま維持すべきものであるか否かといつたような問題の檢討は、一層重要であつて且つ遷延を許さないものであることは異論はないにしても、之に基く改正は差し當つて性急に行うべきものではなく、少くとも昭和一三年の商法中改正法律の制定につき拂われたと同程度の準備の下に、相當の年月を費し、各方面の意見を充分に聽き綿密周到に立案せらるべく、從つて目下の再改正意見からは斯様な點は一應意識的に切り離されているのである。

本誌のために、資料の轉載を快諾下さつた關係各位に對して、謝意を表する。